

[事案 2020-143] 新契約無効請求

・令和2年11月26日 裁定終了

<事案の概要>

死亡保険であると誤認していたことを理由に、既払込保険料の返還と慰謝料の請求を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年8月に自分の母が契約した医療終身保険について、以下の理由により、既払込保険料の返還と慰謝料の支払いを求める。

- (1)母は、募集人の誤解を招く説明により、実際には医療保険である本契約を死亡保険であると思い、申し込みを行った。
- (2)母は、入院すると死亡保障額が減っていたことから、主治医から入院するよう言われても入院しなかったため、精神的損害が生じた。

<保険会社の主張>

申立人母が本契約を死亡保険であると誤解したとは考えられず、誤解を招くような募集人の説明もなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人母が死亡保険であると誤認していたことを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。